

緊急開催!!

6月以降の給与計算・年末調整に影響します!!

定額減税の実務と留意点講習会

令和6年度税制改正大綱に基づく法改正により、6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から、定額減税を行うこととなります。本講習会では定額減税の対象者、減税額の計算方法、給与の支払者が行うべき事務処理、年調減税から不足額給付に至るまで網羅的に解説いたします。中小・小規模事業者の給与担当者及び経理担当者をはじめとした、本制度に関係するすべての方にとって必聴の内容です。この機会にぜひご参加ください。

開催日時

令和6年 **6月7日** **金** 14:00~16:00

※質疑応答時間がありますので、下記質問欄に質問をご記入ください。

会場 羽島商工会議所 羽島市竹鼻町2635番地

対象 小規模事業者・中小企業等

定員 20名 **参加無料** 会員・非会員問わず

申込 下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX またはQRコード、お電話(058-392-9664)にてお申込みください。



講師 梅田篤史税理士事務所
梅田 篤史 氏

■プロフィール
税理士、社会保険労務士。市役所、会計事務所、大手事業会社の税務部門を経験後、2017年12月に独立。独立後は地元中小企業の創業支援、事業承継及び相続税対策等、幅広く活動している。

給与計算担当者
必聴!!

カリキュラム

※ 最新の情報提供のため内容が変更になる可能性があります。

1 定額減税の概要	・ 定額減税の対象となる人 / 定額減税額
2 給与の支払者の事務のあらまし	
3 月次減税事務の手順	・ 控除対象者の確認 / 各人別控除実績簿の作成 ・ 月次減税額の計算 / 給与等支払時の月次減税額の控除 ・ 控除後の事務 / 住民税の取扱い
4 年調減税事務の手順	・ 対象の確認 / 年調減税額の計算 ・ 年調減税額の控除
5 源泉徴収票への表示	・ 年末調整済みの源泉徴収票 / 年末調整を行っていない源泉徴収票

『定額減税の実務と留意点講習会』参加申込書 羽島商工会議所(担当:林)行 FAX:058-392-6708

事業所名		参加者名	
住所	(〒)	参加者名	
業種		T E L	
E-mail		F A X	

定額減税に関するご質問